

北広島市史跡旧島松駅逋所保存活用計画に関する懇話会開催要綱

(設置)

第1条 史跡旧島松駅逋所(以下「駅逋所」という。)保存活用計画に関する意見の交換を行うため、北広島市史跡旧島松駅逋所保存活用計画に関する懇話会(以下「懇話会」という。)を開催する。

(所掌事項)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項について意見を交換する。

- (1) 駅逋所における整備に関すること。
- (2) 駅逋所における景観及び展示に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、北広島市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が必要と認める事項に関すること。

(構成)

第3条 懇話会は、次に掲げる者(以下「構成員」という。)をもって構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 北広島市文化財保護条例(平成6年広島町条例第9号)第4条第1項に規定する北広島市文化財保護審議会の委員
- (3) その他教育委員会が必要と認める者

(座長及び副座長)

第4条 懇話会に、座長及び副座長各1人を置く。

- 2 座長及び副座長は、構成員の互選によりこれを定める。
- 3 座長は、会務を総理する。
- 4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 懇話会の会議は、必要に応じ、座長が招集する。

- 2 座長は、必要があると認めるときは、会議に構成員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(謝礼及び旅費)

第6条 懇話会に参加した構成員に対し、謝礼及び旅費を支払う。

- 2 謝礼の額は、1日につき5,000円とする。
- 3 旅費は、鉄道賃及び車賃とし、その額は北広島市職員の旅費に関する条例(昭和44年広島町条例第17号)において定める額とする。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、教育委員会事務局において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年9月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、第2条に掲げる事項に係る意見交換を終了した日限り、その効力を失う。